日銀業第３９３号
２０２６年１１月６日

金利スワップ担保国債管理関係事務についての
日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等　御中

日　本　銀　行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金利スワップ担保国債管理関係事務）」の一部改正に関する件

年限を２年または５年とする変動利付国債の発行が予定されていることに伴い、標記規程の一部を別紙．のとおり改正し、本年１２月７日から実施することとしましたので、通知します。

以　上

別紙.

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金利スワップ担保国債管理関係事務)」中一部改正

○　第２編の業務処理区分「スワップ（財務省）　担保受払　受渡担保明細（スワップ)」（コード４３１１０１）の概　要を横線のとおり改める。

概　要

担保国債の差入または受戻を行います。

なお、額面金額欄には最低額面金額（利付国債（~~変動利付国債および物価連動国債~~利付国庫債券（変動・１５年）および利付国庫債券（物価連動・１０年）を除きます。）および国庫短期証券については５万円、~~変動利付国債および物価連動国債~~利付国庫債券（変動・１５年）および利付国庫債券（物価連動・１０年）については１０万円）の整数倍の金額を入力できます。